

あわらし監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和元年6月28日

あわらし監査委員 近藤 茂
あわらし監査委員 向山 信博

記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査

2. 監査対象

[補助金4件]

伝統行事保存事業補助金（金津祭保存会）	3,600,000円
伝統行事保存事業補助金（芦原温泉春祭り山車保存会）	1,200,000円
あわらし文化協議会補助金（あわらし文化協議会）	2,650,000円
あわらしカップカヌーポロ大会実行委員会補助金 （あわらしカップカヌーポロ大会実行委員会）	1,200,000円

3. 監査の内容

平成30年度財政援助団体等に係る出納及び事務の執行状況

4. 監査の期間

令和元年5月10日から令和元年6月26日まで

5. 監査の方法

市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また補助金に係る収支の会計経理は適正で出納関係帳簿は確実に整理されているか、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

6. 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められた。

《伝統行事保存事業補助金》

・ 交付額の確定について

補助金の交付決定日以前に着手（発注・支払）した経費については、補助対象外とすべきところ、補助対象に含めているものがあつた。所管課においては履行確認の際、実績報告書及び証拠書類の確認を徹底するとともに、交付団体に補助金規則や要綱等の内容について十分な説明を行うこと。本補助金のように長期にわたり補助を継続している場合においては特に留意されたい。

・ 証拠書類について

経費支出にかかる請求書、領収書の宛名に交付団体名と異なるものがあつた。補助対象事業と団体独自の事業とを明確に区別するため、各証拠書類については、交付申請時に提出した団体名に統一するよう改善されたい。

《あわら市文化協議会補助金》

・ 補助金支払について

当該団体の補助に当たって、本来は概算払で支出し精算すべきところ、通常払で支出していた。（令和元年度は改善済み）

・ 証拠書類について

請求書としての要件を満たさないものが一部見受けられた。本来、正規の証拠書類がない場合は経費として認められない。今後は厳格な処理を徹底されたい。

《あわらカップカヌーポロ大会実行委員会補助金》

・ 証拠書類の不備および支出勘定科目の相違について

領収書としての要件を満たさないものが一部見受けられた。また一部の支出において、勘定科目の誤りが見受けられた。今後は適正な科目より支出するよう努められたい。